

公取委

抽出企業を重点調査

不当廉売対応 来月に示す

から、低価格入札で複数の物件を受注している企業の約70件に対し、06年12月に調査票を送付し、受注の経緯や損益情報などについて報告を求めた。

回収した調査票のうち、落札率の低さや低価格入札の頻度や工事規模、赤字受注の程度などを勘案し、重点調査を実施する10社程度を抽出し、約10社に対する重点調査の結果は近くまとまる見通し。

2月から発注者や周

公正取引委員会は、28 事案のうち、10社程度を「厳正に対処する」とし、果を踏まえた公取委の対応に注目が集まる。

日に開かれた自民党の公共工事低入札緊急対策会議に、公共工事の不当廉売調査の概況を報告し、国土交通省、都道府県などから寄せられた2200件（約1100社）の法に違反した場合にはたケースはなく、調査結果を頼り、集まった情報の中

「厳正に対処する」とし、6月中に不当廉売への対応方針を示すことを明言した。公共工事では過去に不当廉売による警告が2件あるが、行政処分（排除措置命令）に至った工事の情報提供を依頼し、集まった情報の中

公取委は、国や都道府

県などに、2005年度

と06年度上期の入札で低

入札価格調査の対象とな

った工事の情報提供を依

頼し、集まった情報の中